



受動喫煙防止対策と健康経営

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会

WHO(世界保健機関)の第1回「世界禁煙デー」は1988年のことであつた。そのころのことと記憶しているが、同僚と共にある事業所を訪ねた時のことである。応接セツトに案内されソファに座るや否やヘビースモーカーの彼はタバコに火をつけた。そのとき事務員の女性がお茶を持ってきてテーブルの上に置き、帰りがけにさつと一枚の紙を置いて席に戻つた。その紙には「その煙、傷つけるのはあなただけですか?」というような趣旨のことが書かれていたような気がする。

それを見ていた面談相手の事業所の幹部は「すみません。あの娘は少し変わつていまして、近頃の若い娘は分らないですなあ。失礼しました!」と。謝ってもらわなければならないようなことではないと思つたが、その時は何も言わなかつた。ここで申し上げたいのは、その当時の常識が「タバコの煙を嫌う者は変わり者」とみなされていたことである。

さて、世界禁煙デーなど国際的な動きもあり、徐々にタバコの問題が取り上げられるようになった。1992年の労働安全衛生法による「快適職場指針」では、**より快適に働くためのメニュー**の一つとして「喫煙問題」が取り上げられた。ガイドラインの中とはいえ法律に基づく文書の中に**取り上げられたこと**は当時としては画期的なことであつただろう。

さらに2002年には、その翌年採択されたWHOの「たばこ枠組み条約」の動きを踏まえてのことと思うが、従来の栄養改善法にかわつて「健康増進法」が制定され、受動喫煙防止対策の努力義務が規定された。その後、2014年の労働安全衛生法改正では、快適職場指針の「**より快適**」という観点から「労働者の**健康保持増進**」へと大きく転換された。

次の大きな動きは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに備えた昨年の健康増進法の改正である。この改正により第一種施設といわれる公共施設では敷地内全面禁煙、通常の事務所など第二種施設では建屋内全面禁煙となったことは周知のところである。今や、**受動喫煙防止対策は企業にとって避けて通れない重大な関心事項**となつてきた。

このような受動喫煙防止対策の流れに従つて、従来から厚生労働省によるいくつかの助成事業を行われている。(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会は、厚生労働省からの委託を受けて**受動喫煙防止対策に関わる相談支援事業**を実施している。この事業では、職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、労働衛生コンサルタント等の専門家が相談に応じ、希望によって、事業場に訪問して助言も行っている。また、全国で職場の受動喫煙防止対策に関する説明会を開催しているし、企業の研修や団体の会合に専門家を派遣して、出前講座も行っている。

(後藤博俊・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問)

1 この表現は現在では適当でないが、あえて当時の会話を再現したものとしてご理解願います。

受動喫煙防止についての電話相談・実地指導・講師派遣のご案内

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会では厚生労働省の委託を受け、受動喫煙防止対策について電話相談を行っています。

必要に応じて専門のコンサルタントを現場に派遣して、実地指導も行います。

また、社内研修や団体の会合に対して講師派遣を行い、受動喫煙防止対策に関する説明を行います。

相談ダイヤル **050-3537-0777**